

四日市市訓令第 8 号

四日市市消防交替勤務職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 28 年 1 月 4 日

四日市市消防長 山 本 良 也

四日市市消防交替勤務職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程
四日市市消防交替勤務職員の勤務時間等に関する規程（平成 10 年 12 月 14 日 消防本部訓令第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務時間)</p> <p>第 2 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 箇月以内の一定期間を平均して 1 週 38 時間 45 分を超えない範囲内とする。</p> <p>2 職員の勤務は、<u>交替勤務及び日勤勤務</u>によるものとし、それぞれの勤務時間は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) <u>交替勤務の勤務時間は、午前 8 時 30 分から翌朝の午前 8 時 30 分までの間とする。</u></p> <p>(2) <u>日勤勤務の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間とする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 (削除)</u></p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第 2 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 箇月以内の一定期間を平均して 1 週 38 時間 45 分を超えない範囲内とする。</p> <p>2 職員の勤務は、昼勤及び夜勤によるものとし、それぞれの勤務時間は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 昼勤の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間とする。</p> <p>(2) 夜勤の勤務時間は、午後 5 時 00 分から翌朝の午前 8 時 30 分までの間とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 所属長は、前項の割振りに当たっては、夜勤が連続して 2 回を超えないように努めるものとする。</p>

(週休日)

第3条 職員の週休日は、3週間を通じ6日とし、予め所属長が指定する日とする。

2 (削除)

3 (削除)

(休憩時間)

第4条 職員の休憩時間は、次の各号のとおりとし、その時限は所属長が定める。

(1) 交替勤務は、その勤務の途中に8時間30分の休憩時間を付与するものとする。

(2) 日勤勤務は、その勤務の途中に60分の休憩時間を付与するものとする。

2 (略)

(再任用短時間勤務職員の勤務時間等)

第5条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間職務の職を占める職員の勤務時間、週休日等については、第2条から第3条の規定にかかわらず、消防長が別に定める。

(週休日)

第3条 職員の週休日は、1週間当たり1日以上設けるものとし、4週間を通じ8日に相当する週休日を割り振るものとする。

2 所属長は、前項の週休日を連続して割り振るよう努めるものとする。

3 職員の週休日は、暦日付与を原則として、やむをえない場合に限り24時間以上継続した時間を指定する週休日を与えるものとする。

(休憩時間)

第4条 職員の休憩時間は、次の各号のとおりとし、その時限は所属長が定める。

(1) 昼勤は、その勤務の途中に60分の休憩時間を付与するものとする。

(2) 夜勤は、その勤務の途中に4時間33分の休憩時間を付与するものとする。

2 (略)

(消防本部に勤務する警防本部要員の勤務時間)

第5条 警防本部要員の勤務時間は、休憩時間を除き、1か月以内の一定期間を平均して1週31時間を超えない範囲内とする。

2 (削除)

2 警防本部要員の勤務時間は、一昼夜勤務、昼勤及び夜勤によるものとし、それぞれの勤務時間は次の各号のとおりとする。

(1) 一昼夜勤務の勤務時間は、午前 8 時 30 分から翌朝の午前 8 時 30 分までの間とする。

(2) 昼勤の勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間とする。

(3) 夜勤の勤務時間は、午後 5 時 15 分から翌朝の午前 8 時 30 分までの間とする。

3 (削除)

3 所属長は、1 か月以内の一定期間ごとに勤務の割振りを行うとともに、所属職員に周知するものとする。

(消防本部に勤務する警防本部要員の週休日)

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

第 6 条 警防本部要員の週休日は、1 週間当たり 1 日以上設けるものとし、4 週間を通じ 7 日に相当する週休日を割り振るものとする。

(消防本部に勤務する警防本部要員の休憩時間)

(消防本部に勤務する警防本部要員の休憩時間)

第 7 条 (削除)

第 7 条 警防本部要員の休憩時間は、次の各号のとおりとし、その時限は所属長が定める。

(1) 一昼夜勤務は、その勤務の途中に 8 時間 30 分の休憩時間を付与するものと

(委任)

第 8 条 (削除)

する。

(2) 昼勤は、その勤務の途中に 60 分の休憩時間を付与するものとする。

(3) 夜勤は、その勤務の途中に 7 時間 30 分の休憩時間を付与するものとする。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。